技術資料等説明書

国土交通省九州地方整備局大隅河川国道事務所の大隅河川国道事務所管内（河川・道路・砂防）における災害時等応急対策業務（無人化施工）に関する基本協定」の締結業者については、関係法令に定めるもののほか、この技術資料等説明書によるものとする。

１．公告日　　令和４年　２月　３日

２．公告者　　国土交通省九州地方整備局　大隅河川国道事務所長　岩男　忠明
鹿児島県肝属郡肝付町新富１０１３－１

３．基本協定の概要等

（１）　基本協定の目的

本協定は、大隅河川国道事務所が管理する直轄管理区間（河川・道路・砂防）において、大規模な災害が発生もしくは災害の発生が予測される場合、緊急的に応急対策工事（無人化施工）を実施することを想定し、あらかじめ実施業者を定め、応急復旧及び災害の拡大防止に資するとともに、応急対策に関し、これに必要な組織及び建設資機材、労力等（以下「建設資機材等」という）の確保及びその対応方法を定め、もって災害の拡大防止と施設被害の早期復旧に期することを目的とする。

また、「九州地方整備局防災業務計画書」に基づき災害対策本部長、災害支援本部長もしくは、応援対策本部長（九州地方整備局長）から出動命令があった場合は、大隅河川国道事務所が管理する直轄管理区間以外（他の直轄事務所、他の地方整備局、地方自治体）においても同様とする。

なお、この協定での「無人化施工」とは、下記の①～②の条件を満足するものとする。

① 100m 以上離れた距離から、モニター画面だけを見ながら遠隔操作により、掘削、積込、運搬が出来ること。

② 100m 以上離れた距離から、モニター画面だけを見ながら遠隔操作により、直径２～３ｍ程度の転石が破砕できること。

また、本協定の協定書は、別紙－１のとおりとする。

（２）　基本協定区間

基本協定締結区間は、下記①～③のとおりとする。

①肝属川直轄管理区間：別図－１

②直轄道路管理区間：別図－２、３

③桜島直轄砂防施工区域：別図－４

（３）協定期間　　令和４年　４月　１日　～　令和５年　３月３１日

（４）本協定締結業者の選定については、災害時等における応急復旧工事又は対策工事を実施する際の工事実施体制、保有技術者、工事の施工実績等に関する技術資料及び資機材保有状況を総合的に評価して、協定締結業者（５社程度）を選定する。

（５）　基本協定締結後、災害等が発生し緊急的に工事等を実施する場合は、当該協定業者の中から、前項（４）の評価や災害規模、実施可能工種等を総合的に判断した上で、契約締結業者を決定し、速やかに工事請負契約を締結する。工事の実施に当たっては、関係法令等を遵守するものとする。

但し、基本協定を締結した場合でも災害等の発生がなかった場合は、実際の工事を行わないことになることを付記する。

４．参加資格要件

（１） 予算決算及び会計令(昭和２２年勅令第１６５号)(以下「予決令」という。)第７０条及び第７１条の規定に該当しない者であること。

（２）九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和３・４年度一般土木工事に係る（Ａ～Ｃ）等級、又は維持修繕工事の一般競争（指名競争）参加資格の申請を行っていること。

九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和３・４年度一般土木工事に係る（Ａ～Ｃ）等級、又は維持修繕工事の一般競争（指名競争）参加資格の認定を令和４年４月１日時点において受けていること（会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

なお、認定されていない場合は、当該協定に参加する資格を有しない者の応募に該当し、応募を無効とする。

（３）緊急業務に対応した体制の確保として、災害時に自社において３名以上の一・二級土木施工管理技士の確保ができること。

（４）無人化施工の実績を有すること。

（５）経常建設共同企業体にあっては、九州地方整備局(港湾空港関係を除く。）における一般土木工事に係る（Ａ～Ｃ）等級の有資格業者（令和３年度現在のランクが（Ａ～Ｃ）ランクであれば可）の認定を現在まで継続して受けていること及び令和５年３月３１日まで経常建設共同企業体の解散をしないこと。

なお、経常建設共同企業体が現在まで継続しているとは、経常建設共同企業体の各構成員についても変更がないことをいう。

また、経常建設共同企業体とその構成員単体での重複参加は認めない。

（６）協定締結参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び技術資料の提出期限の日から締結業者決定の時までの期間に、九州地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領(昭和５９年３月２９日付け建設省厚第９１号)に基づく指名停止を受けていないこと。

（７）九州地方整備局の管轄区域の内、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県又は鹿児島県に建設業法に基づく本店又は支店等営業所（一般競争（指名競争）参加資格審査申請書に記載された本店又は支店等営業所の住所による。）が所在すること。

（８）警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者、又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

（９）災害協定に基づき災害協定業者と請負契約を取り交わす時点において、災害協定業者が法定外労働災害補償制度に加入していることを条件とすること。
この際、当該法定外労働災害補償制度は、元請・下請を問わず補償できる保険であること。

なお、法定外労働災害補償制度には工事現場単位で随意加入する方式と直前１年間の完成工事高により掛金を算出し保険期間内の工事を保険対象とする方式とがあり、請負契約の条件となる保険は、いずれの方式であっても差し支えないものとする。

５．協定締結参加資格の確認等

（１）本協定締結の参加希望者は、次に掲げるところにより申請書及び技術資料等を提出し、参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書及び技術資料等を提出しない者並びに参加資格がないと認められた者は、本協定締結に参加することができない。

① 提出期間：令和４年　２月　３日（木）から令和４年　２月２５日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、９時３０分から１７時００分まで

② 提出場所：〒８９３－１２０７　鹿児島県肝属郡肝付町新富１０１３－１

電　話 ： ０９９４－６５－２９９０

ＦＡＸ ： ０９９４－６５－９６３０

国土交通省九州地方整備局　大隅河川国道事務所　工務第一課

担当 ： 工務第一課長　（内線３１１）

工務第二係長　（内線３１５）

③ 提出方法：持参又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内に必着。）により提出する。

④ 申請書及び技術資料等の様式については、大隅河川国道事務所ホームページ（記者発表）に掲載する。

（２）申請書は、別記「様式－１」により作成すること。

①会社の代表印を押印すること。

（３）参加資格の確認は、申請書及び技術資料等の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和４年　３月１４日（月）までに書面にてＦＡＸにより通知する。

６．参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

（１） 参加資格がないと認められた者は、当職に対して参加資格がないと認めた理由等について、次により書面にて説明を求めることができる。（様式は自由とする。）

① 提出期限：令和４年　３月１６日（水）　１７時００分。

② 提出場所：上記５．（１）② に同じ。

③ 提出方法：ＦＡＸ又は持参、郵送等（郵送は書留郵便に限る。）により提出する。

（注）ＦＡＸで提出した場合は、ＦＡＸ送信後、大隅河川国道事務所工務第一課長へ電話で確認すること（不在の場合は工務第一課職員で可）。

（２）当職は、説明を求められたときは、令和３年　３月２３日（水）までに説明を求めた者に対し、書面にてＦＡＸにより回答する。

７．申請書、技術資料の作成要領及び留意事項

（必須）

記 載 事 項	内 容 に 関 す る 留 意 事 項
（１） 申請書 ［様式－１］	①様式は［様式－１］とし、必ず会社の代表者印を押印すること。 ②経常建設共同企業体にあっては、構成員の会社名及び住所も記載すること。
（２）工事実施体制 ［様式－２］ ［様式－３］ ［様式－４］	①様式は［様式－２］～［様式－４］とする。 ②土石流等大規模な災害が発生した際の応急復旧工事を実施すると想定し、各社の実情に合わせて作成すること。 ③保有資機材（無人化施工関係資機材）については、令和４年２月３日時点において自社保有等の物とする。 なお、資機材の申請様式は、「防災（機労材）検索くん」よりダウンロー

	ドし、記入すること。（注：保有機材の諸元・規格は○○未満などとせずに、具体的な数値を記載すること） 本協定締結後は、申請時に提出した保有機械及び資材等に関する情報を建設機械等検索システム「防災（機労材）検索くん」に登録すること。 記入の際、様式の列もしくは行の途中に独自の記入欄を追加しないこと。この様式は、システム登録時に使用する。
(3)施工実績 （過去５ヶ年度＋当該年度における工事） ［様式－５］	①様式は［様式－５］とする。 ②対象となる工事は、過去５ヶ年度＋当該年度（平成２８年度から令和３年度までの間）に完成した一般土木関係工事（無人化施工で行った工事）すべて記載する。但し、対象となる工事が４件以上となる場合は４件を上限とする。 ③単体会社であっても、過去ＪＶ構成員として工事実績がある場合は、出資比率が２０％以上の場合、対象とする。また、経常建設共同企業体であっても、該当期間内の単体会社での工事実績も対象とする。
(4)実施可能工種 ［様式－６］	①用式は［様式－６］とする。 ②災害等で想定される被害について、実施可能工種を様式に記載する。 ③ドローンの保有状況について、保有台数及び操縦可能者数を記載すること。

８．評価に関する事項等

評価項目	評価内容	ｳｴｲﾄ
工事実施体制	■工事実施体制 （様式－２・３・４により評価）	１５
	■保有技術者（国家資格等の人数） ・土木施工管理技士（一級・二級） ・建設機械施工技士（一級・二級）	１５
施工実績	■施工実績 （様式－５により評価） ・過去５ヶ年度＋当該年度における一般土木工事（無人化施工）の施工実績	３０
	■工事成績の評価 ・九州地方整備局発注（九州管内事務所の発注工事含み）の過去２ヶ年度＋当該年度における土木関係工事の平均点	１０
	■工事成績の評価（６５点未満） ・九州地方整備局発注の過去１年間＋当該年度の土木関係工事で６５点未満の工事の有無 （単体、ＪＶ両方の工事成績も評価に反映する）	－１０

評価項目	評価内容	ｳｴｲﾄ
工事の安全確保	■表彰 ・九州地方整備局発注工事で直近２ヶ年における「安全施工」又は「優良施工」の局長表彰又は事務所長	１０

	表彰の有無	
	■安全管理の状況 ・過去１年間の死亡事故等の状況	－１０

９．本基本協定に関する手続等

（１）担当部局は、上記５．（１）②に同じ。

（２）技術資料等説明書の交付期間、場所及び方法
① 交付期間：令和４年　２月　３日（木）から令和４年　２月２５日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、９時３０分から１７時００分まで。
② 交付場所：〒８９３－１２０７　鹿児島県肝属郡肝付町新富１０１３－１
国土交通省九州地方整備局　大隅河川国道事務所　工務第一課
③ 交付方法：大隅河川国道事務所ホームページ（記者発表）に掲載する。

（３）協定締結参加資格確認申請書及び技術資料等の提出期間、場所及び方法
① 提出期間：令和４年　２月　３日（木）から令和４年　２月２５日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、９時３０分から１７時００分まで
② 提出場所：上記５．（１）②に同じ。
③ 提出方法：持参又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内に必着。）により提出する。

10. 技術資料等説明書に対する質問

（１）この技術資料等説明書に対する質問がある場合においては、次により提出すること。
① 提出期間：令和４年　２月　３日（木）から令和４年　２月１７日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、９時３０分から１７時００分まで
② 提出場所：上記５．（１）② に同じ。
③ 提出方法：ＦＡＸ、持参又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。）により提出する。
（注）：ＦＡＸで提出した場合は、ＦＡＸ送信後、大隅河川国道事務所　工務第一課長へ電話で確認すること（不在の場合は工務第一課職員で可）。

（２）（１）の質問に対する回答は、書面により令和４年　２月２２日（火）までに行う。

11. 本協定締結業者の決定及び通知

本協定の締結業者については、技術資料の提出に基づき評価・決定する。その結果は、令和４年３月１４日（月）までにＦＡＸにて通知し、その後郵送にて送付する。

12. その他

（１）申請書及び技術資料等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

（２）当職は、提出された申請書及び資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

（３）提出された申請書及び技術資料等は、返却しない。

（４）提出期間以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。

流　域　図

別図－１

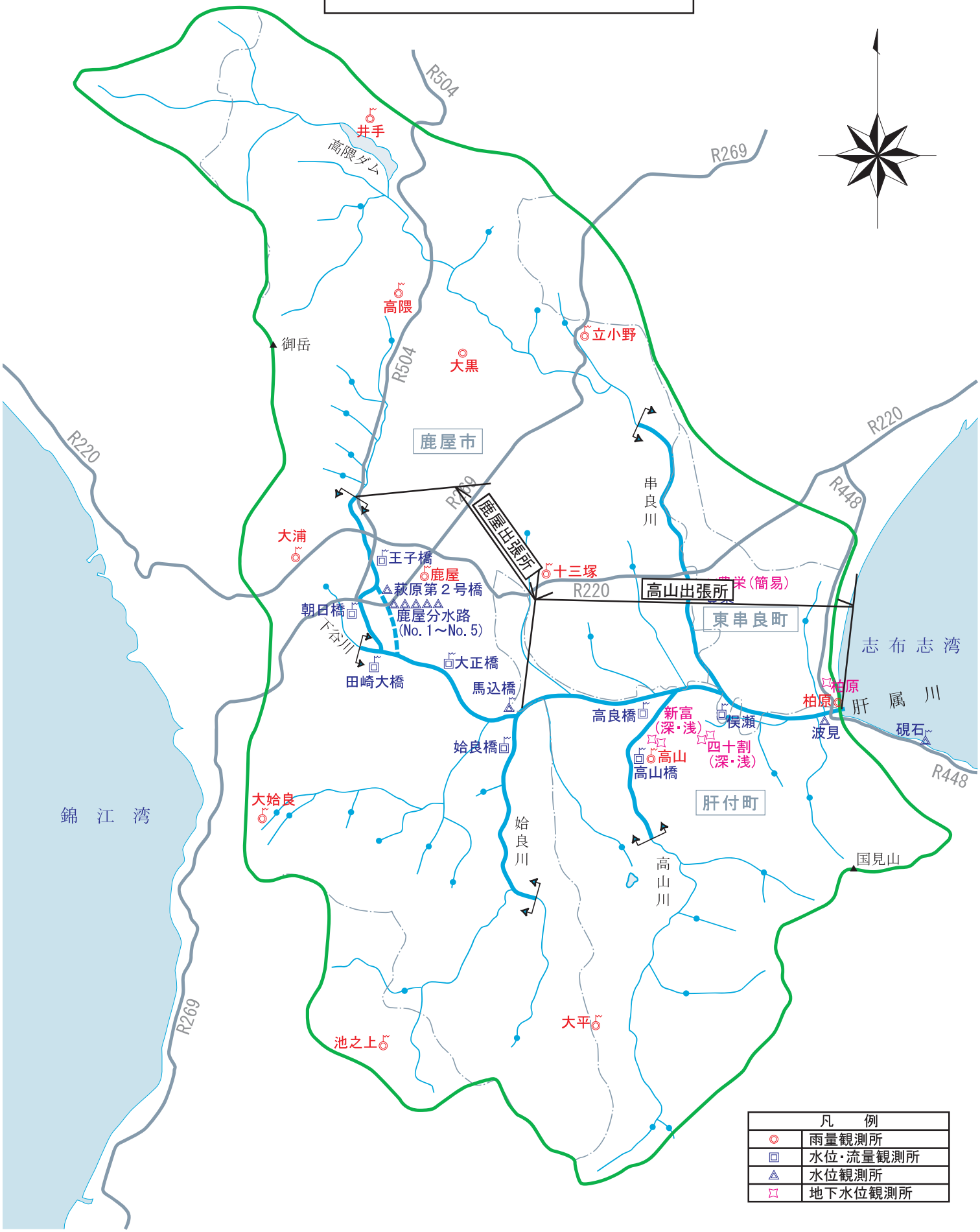

凡　例	
◎	雨量観測所
◎	水位・流量観測所
△	水位観測所
⌑	地下水位観測所

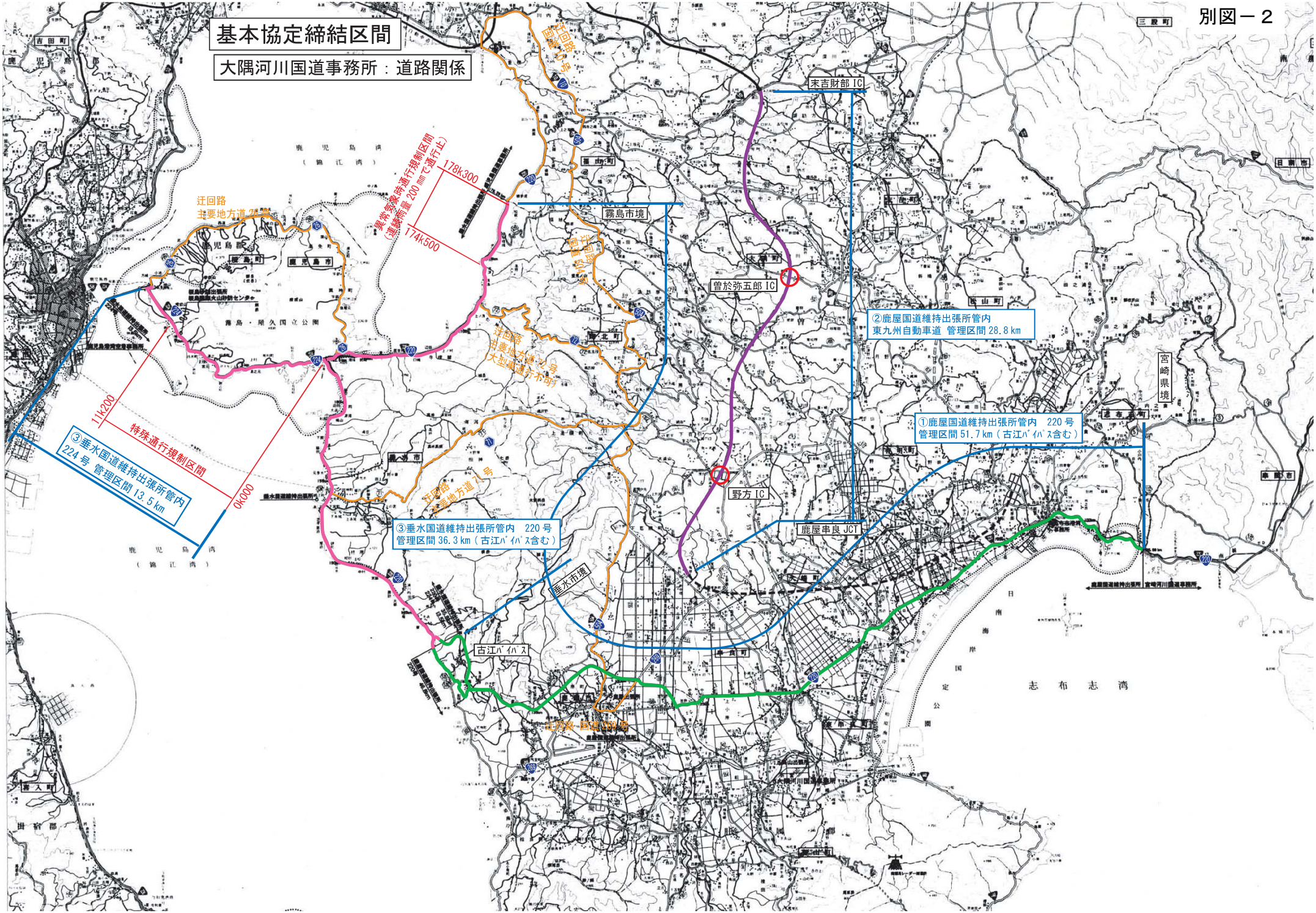
基本協定締結区間
大隅河川国道事務所：道路関係
別図－２
迂回路
主要地方道 75号
異常気象時通行規制区間
（車幅制限 2.00m で通行止）
178k300
174k500
迂回路
一般国道 220号
迂回路
主要地方道 75号
大型車通行不可
霧島市境
曽於弥五郎 IC
末吉財部 IC
②鹿屋国道維持出張所管内
東九州自動車道 管理区間 28.8 km
宮崎県境
①鹿屋国道維持出張所管内 220 号
管理区間 51.7 km（古江ﾊﾞｲﾊﾟｽ含む）
野方 IC
鹿屋串良 JCT
迂回路
主要地方道 75号
③垂水国道維持出張所管内 220 号
管理区間 36.3 km（古江ﾊﾞｲﾊﾟｽ含む）
垂水市境
古江ﾊﾞｲﾊﾟｽ
11k200
特殊通行規制区間
0k000
③垂水国道維持出張所管内
224 号 管理区間 13.5 km
鹿児島湾
（錦江湾）
志布志湾

別図－３

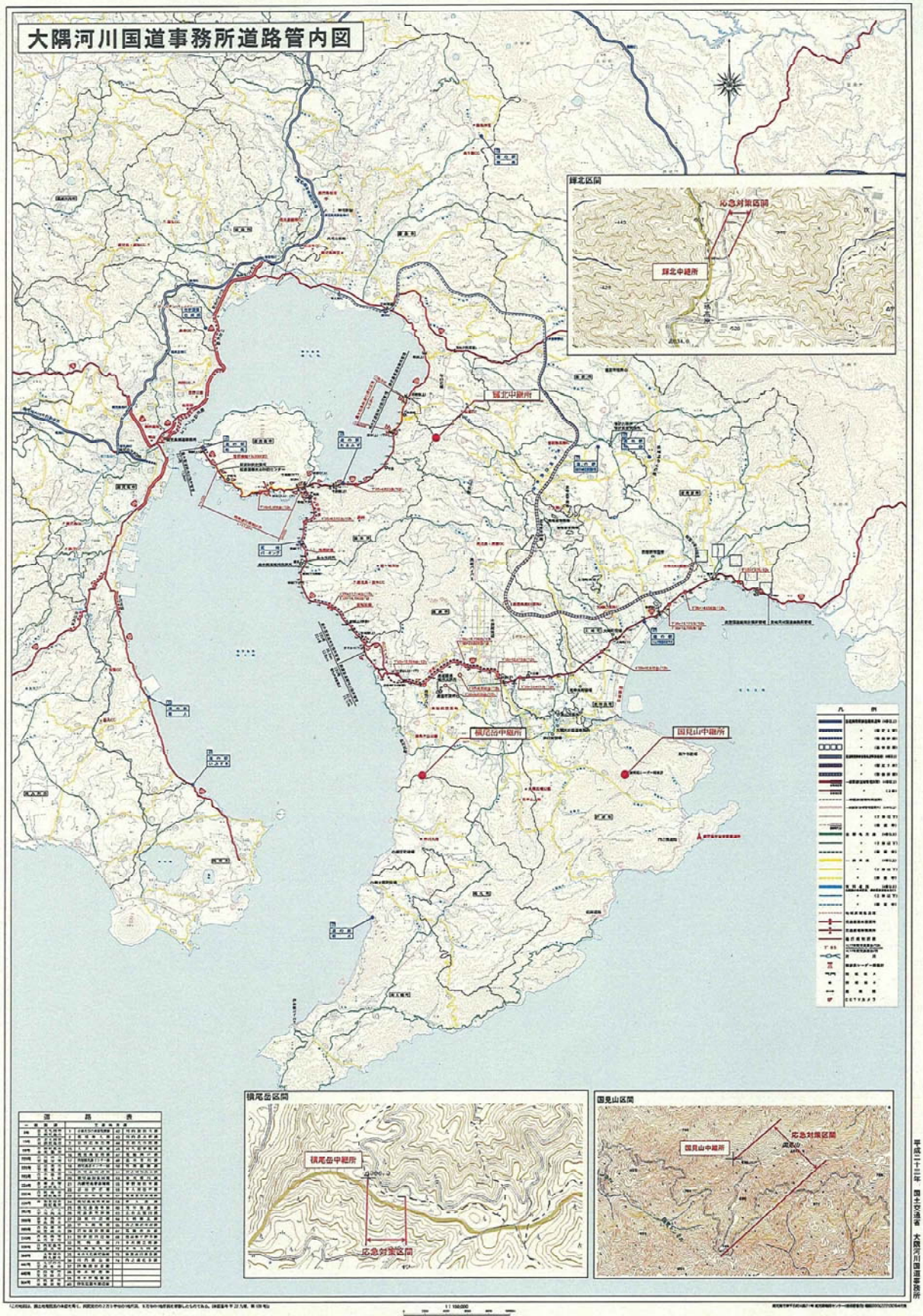
大隅河川国道事務所道路管内図
鎌北区間
応急対策区間
鎌北中継所
鎌北中継所
横尾谷中継所
国見山中継所
横尾谷区間
横尾谷中継所
応急対策区間
国見山区間
国見山中継所
応急対策区間
凡例
道路表

別図－4

桜島火山砂防事業管内図

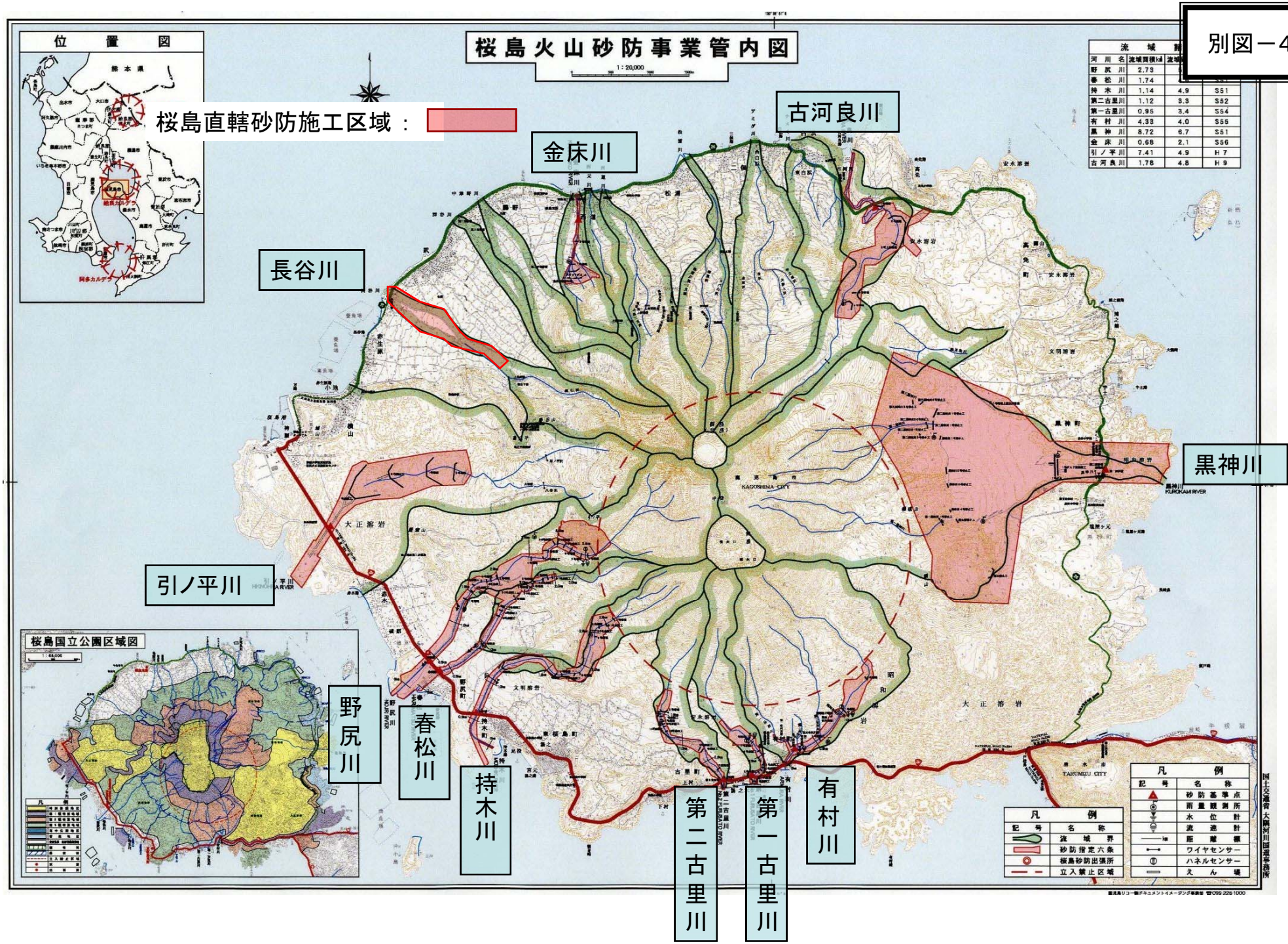

［様式－1］

協定締結参加資格確認申請書

令和 4年　　月　　日

国土交通省九州地方整備局
大隅河川国道事務所長
岩男　忠明　殿

住　　所　　〒000-0000
鹿児島県〇〇市〇〇町〇－〇－〇
会社名称　　株式会社〇〇建設
代表者名　　代表取締役　〇〇　〇〇　　印

令和4年2月3日付けで公告があった「大隅河川国道事務所管内における災害時等応急対策業務（無人化施工）に関する基本協定」の締結に係る参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。
なお、下記1～4に掲げる添付資料及び5に掲げる事項については事実と相違ないことを誓約します。

記

1. 技術資料等説明資料7.（2）に定める工事実施体制を記載した書面　［様式－2］
2. 技術資料等説明資料7.（2）に定める保有資機材を記載した書面　［様式－3・様式－ 4］
3. 技術資料等説明資料7.（3）に定める施工実績を記載した書面　［様式－5］
4. 技術資料等説明資料7.（4）に定める実施可能工種を記載した書面　［様式－6］
5. 技術資料等説明書4.　（1）～（9）に定める条件を満たしていること。
6. 問い合わせ先

担 当 者　〇〇　〇〇
部　　署　〇〇部〇〇課
電話番号　000－000－0000（代表）〔内線0000〕
FAX番号　000－000－0000

［様式－２］

工事実施体制

会社名：

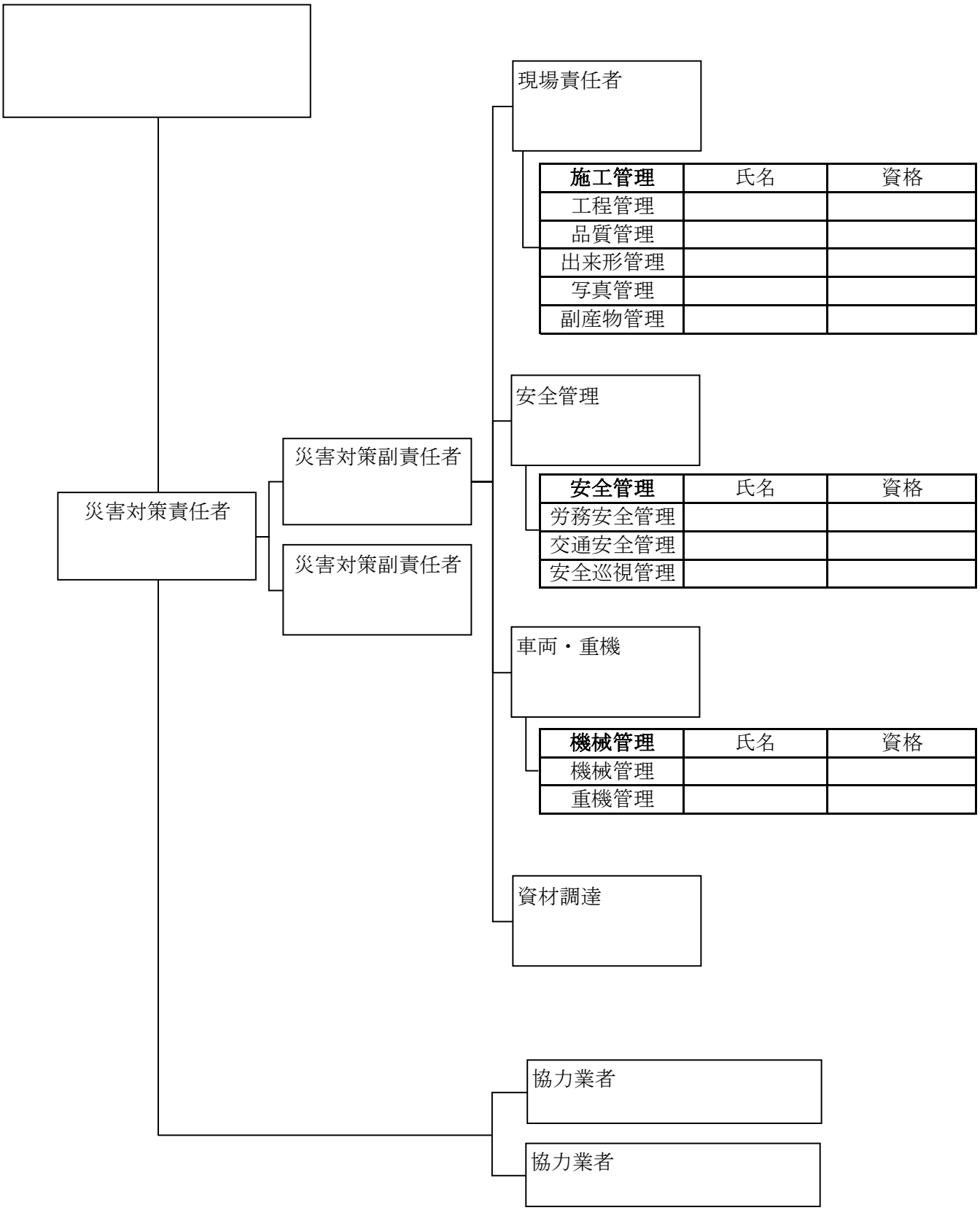

※　体制表については、各社の実情に合わせて適宜変更・修正して作成して下さい。
　　緊急的な応急復旧工事であり、複数の予定技術者を配置しておいても構いません。

［様式－3］

■保有機械一覧

会社名		住所	

※様式は、「防災（機労材）検索くん」URL: http://kyushu-kensaku.qsr.mlit.go.jp よりダウンロードしてください。

①～⑨は、申請時に入力する項目です。

	①機械種類（必須）	②機械名（必須）	③機械諸元	④数量（必須）	⑤所有（必須）	⑥県名（必須）	⑦市町村名（必須）	⑧番地以降（必須）	⑨備考
例	解体・破砕機械	スクラップ解体・処理機	（諸元・規格無し）	10	自社保有	福岡県	福岡市博多区	東比恵1-2-12	
例	その他機械	無人ヘリコプター	DJI Phantom 2 ｶﾒﾗ 1400万画素	1	自社保有	福岡県	福岡市博多区	東比恵1-2-12	
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									

＜注意事項＞
・①～③の項目は、プルダウンによる選択方式で入力願います。また、①～③の項目は、別エクセルシートの「別表①機械一覧」を参照願います。
・エクセル上で本様式の行間への行の挿入、削除はしないでください。
・エクセル上で本様式に10番以降に記入する場合は、10番以降に行を追加ください。
・登録する機械/資材が項目に無い場合は、同等の機械/資材の種類等を選択したうえで、備考欄に機械/資材名を記載ください。

http://kyushu-kensaku.qsr.mlit.go.jp

［様式－4］

■保有資材一覧

会社名		住所	

※様式は、「防災（機労材）検索くん」URL: http://kyushu-kensaku.qsr.mlit.go.jp よりダウンロードしてください。

①～⑨は、申請時に入力する項目です。

	①資材種類（必須）	②資材名（必須）	③資材諸元	④数量（必須）	⑤所有（必須）	⑥県名（必須）	⑦市町村名（必須）	⑧番地以降（必須）	⑨備考
例	ブロック	擁壁	最大高さ2m未満	10	自社保有	その他地域	九州圏外		
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									

＜注意事項＞

・①～③の項目は、プルダウンによる選択方式で入力願います。また、①～③の項目は、別エクセルシートの「別表①機械一覧」を参照願います。
・エクセル上で本様式の行間への行の挿入、削除はしないでください。
・エクセル上で本様式に10番以降に記入する場合は、10番以降に行を追加ください。
・登録する機械/資材が項目に無い場合は、同等の機械/資材の種類等を選択したうえで、備考欄に機械/資材名を記載ください。

http://kyushu-kensaku.qsr.mlit.go.jp

［様式－５］

発注工事（過去５ヶ年度＋当該年度）における一般土木工事（無人化施工）の施工実績

会社名：

工事件数（過去５ヶ年度＋当該年度）	○件

1	工事名称		施工場所		契約金額	
	工期		受注形態等			
	工事概要					
2	工事名称		施工場所		契約金額	
	工期		受注形態等			
	工事概要					
3	工事名称		施工場所		契約金額	
	工期		受注形態等			
	工事概要					
4	工事名称		施工場所		契約金額	
	工期		受注形態等			
	工事概要					

※１．平成２８年度から令和３年度迄の間に完成した工事を対象として下さい。
※２．ＣＯＲＩＮＳにおいて登録している工事の場合は、工事名の前に「◎」印を記入して下さい。
※３．対象工事が４件を超える場合は、４件を上限として記載してく下さい。

［様式－6］

実 施 可 能 工 種

災害で想定される被害について、実施可能工種に〇を記入、実施できない工種に×を記入

実施可能な工種 ＼ 想定される災害	工種						備考
	掘削積み込み運搬	根固ブロック設置	根固ブロック撤去	法面整形			
河道閉塞等による土石流氾濫							
道路等法面崩壊							

ドローン保有状況等	保有台数	操縦可能者数

◆保有機械、保有資材の様式について

STEP1

保有機械、保有資材の様式については、下記の「**防災（機・労・材）検索くん**」にアクセスください

URL：http://kyushu-kensaku.qsr.mlit.go.jp/

STEP2

保有機械、保有資材の様式をダウンロードし、資料を作成ください

保有機械、保有資材の様式（エクセル）のダウンロード

保有機械、保有資材の様式

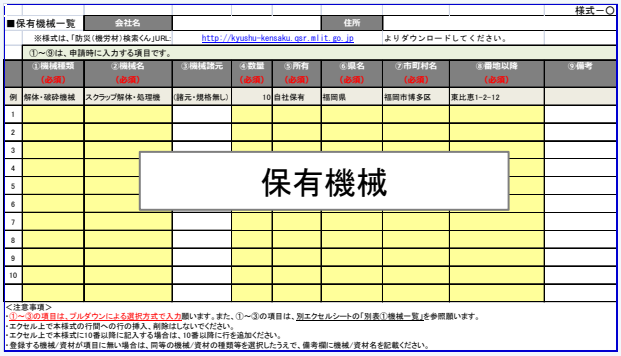

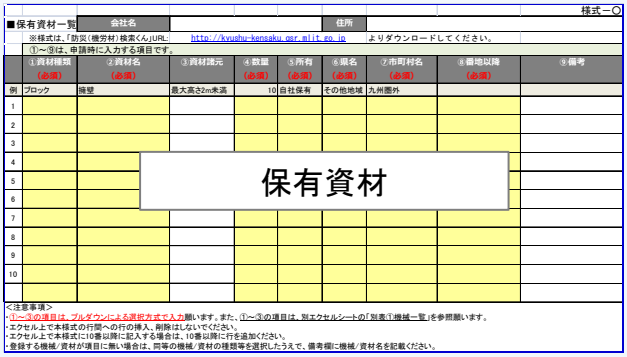

STEP3

上記様式を作成後、その他の災害協定申請書とともに提出ください

STEP4

災害協定締結後、「防災（機・労・材）検索くん」トップページから登録方法（協定締結後）のマニュアルをダウンロードし、情報をご登録ください。

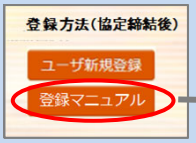

登録方法（締結後）マニュアルダウンロードボタン